

『山手 133 番ブラフ積擁壁』を 歴史的建造物として認定しました！

横浜市では、歴史を生かしたまちづくりに取り組む中で、昭和 63(1988)年度施行の「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づき近代建築、古民家、西洋館、土木産業遺産などを横浜市認定歴史的建造物として認定してきました。この度、令和 5 年 3 月 30 日付で、横浜市認定歴史的建造物として **100 件目**、擁壁としては **2 件目**となる『山手 133 番ブラフ積擁壁』を新たに認定しました。

『山手 133 番ブラフ積擁壁』は、『山手 133 番館』（令和 2 年度に横浜市認定歴史的建造物として認定）の基盤擁壁として、山手の居留地時代^{*1}の面影を色濃く残し、往時の景観を現在へ継承しています。

^{*1} 慶応 3 (1867)年～明治 32 (1899)年。その後、大正 12 (1923)年関東大震災まで多くの外国人が生活した。



▲ 全景



▲ 近景

1. 建造物の概要

建造年	明治 15 (1882) 年頃
設計・施工	不詳
構造形式	整層切石積擁壁
規模	擁壁延長 約 35.5m、最大高さ 約 3.0m
主体構造	房州石（凝灰岩質砂岩）の切石（標準的なものでおよそ長手 82cm×短手 25cm×高さ 22cm の直方体の角材）

2. 沿革等

山手地区では、外国人居留地整備の過程で、街路の開削や宅地造成にあたり斜面地の切土及び盛土が必要となり、それらの土留めの建造が不可欠でした。居留地整備の初期においては、応急的に土留めがされていましたが、その後順次石積擁壁であるブラフ積擁壁に修築されました。ブラフ積は、直方体の石材を長手面と小口面を交互に配置する石積を指します。なお、「ブラフ積」の名称は、山手地区が居留地時代に外国人より「The Bluff」（断崖）と呼ばれていたことに由来します。

ブラフ積擁壁は山手地区全体に広く現存分布し、約 260 箇所が確認されています。中でも、明治 10 年代半ばに築造された記録の残る、山手 133 番ブラフ積擁壁を含めた 8 箇所が山手地区における最初期のものと判明しています。

3. 建造物的価値及び景観的価値

山手 133 番ブラフ積擁壁の石材は大きさや材質にもばらつきがなく、天端の笠石も、擁壁の高さの変化に合わせて丁寧に積まれています。主要石材が房州石であり、明治期のブラフ積擁壁の典型的な意匠を残しています。また、西洋館とブラフ積擁壁が併せて残されており、明治期の山手地区の景観を色濃く残す、山手地区の重要な景観要素となっています。



▲天端の笠石が丁寧に積まれている。



▲山手 133 番ブラフ積み擁壁（左）
山手 133 番館（右）

◆（参考）「歴史を生かしたまちづくり要綱」及び「横浜市認定歴史的建造物」について

横浜市では、歴史的資産を評価しまちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に図っていくため、昭和 63 年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定しています。この中で、主に建造物の外観保全と活用を促進するため、専門家の調査により価値が高いとされた建造物を「登録」し、中でも更に価値があると判断されたものを所有者による同意を得た上で「認定」しています。

歴史的建造物の認定にあたっては、「歴史的景観保全委員」へ意見聴取を行い、所有者と共に建造物の保全すべき部位や方向性等をまとめて「保全活用計画」を定めることとなります。認定された場合、保全のための改修等に必要費用の一部について、市の助成を受けることが可能です。

お問合せ先

都市整備局都市デザイン室長 光田 麻乃

Tel.045 - 671 - 2009